第９５号議案

東京都台東区立ケアハウス条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２４日

提出者　東京都台東区長　　服　　部　　征　　夫

（提案理由）

この案は、指定管理者が行う業務を改める等のため提出します。

東京都台東区立ケアハウス条例の一部を改正する条例

東京都台東区立ケアハウス条例（平成７年１２月台東区条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第３条第５号中「区長」を「東京都台東区長（以下「区長」という。）」に改める。

第６条第３号中「整とん」を「整頓」に改め、同条第４号中「前３号」を「前各号に掲げるもの」に改め、同号を同条第６号とし、同条第３号の次に次の２号を加える。

（４） 施設の利用の承認及び利用の承認の取消しに関すること。

（５） 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収、減免及び還付に関すること。

第８条中「使用できる」を「利用できる」に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条第２号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第３号中「使用料」を「利用料金」に改める。

第９条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第３項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第１０条の見出しを「（利用の承認等）」に改め、同条第１項中「区長」を「指定管理者」に、「使用の」を「利用の」に、「使用申込者」を「利用申込者」に、「使用させる」を「利用させる」に、「抽せん」を「抽選」に改め、同条第２項及び第３項中「区長」を「指定管理者」に改め、同条第４項中「区長」を「指定管理者」に、「使用申込者を使用予定者と決定する」を「利用申込者に対し、規則で定めるところにより利用を承認する」に改める。

第１１条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第１項を

削り、同条第２項中「ケアハウスの使用承認」を「前条第４項の規定によりケアハウスの利用の承認」に、「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に改め、同項ただし書中「区長」を「指定管理者」に改め、同項を同条とする。

第１２条を次のように改める。

（利用料金）

第１２条　利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

２　利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

３　利用料金は、指定管理者の収入とする。

第１３条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第１項を削り、同条第２項中「前条第１項第２号に規定する使用料（以下「月額使用料」という。）」を「利用料金」に、「使用承認」を「利用の承認」に改め、同項ただし書中「区長」を「指定管理者」に改め、同項を同条第１項とし、同条第３項中「使用期間」を「利用期間」に、「月額使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「使用者」を「利用者」に、「月額使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項中「使用者」を「利用者」に、「手続き」を「手続」に、「区長」を「指定管理者」に、「月額使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第４項とする。

第１４条の見出し中「月額使用料」を「利用料金」に改め、同条第１項及び第２項中「区長」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に、「月額使用料」を「利用料金」に改める。

第１４条の次に次の１条を加える。

（利用料金の不還付）

第１４条の２　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第１５条の見出し、同条第１項各号列記以外の部分及び同項第１号中「使用者」を「利用者」に改め、同項第３号中「定めるもの」を「掲げるもの」に、「区長」を「指定管理者」に改め、同条第２項中「区長」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第１６条各号列記以外の部分中「使用者」を「利用者」に改め、同条第１号中「使用」を「利用」に改め、同条第２号中「使用者」を「利用者」に改め、同条第３号中「区長」を「指定管理者」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「使用者」を「利用者」に、「区長」を「指定管理者（第２号に掲げる行為については、区長）」に改め、同項第１号中「使用者」を「利用者」に改め、同項第３号中「区長」を「指定管理者」に改め、同条第２項中「区長」を「指定管理者（前項第２号に掲げる行為については、区長）」に改める。

第１８条第１項中「使用者」を「利用者」に、「区長」を「指定管理者」に改め、同条第２項及び第３項中「使用者」を「利用者」に改める。

第１９条の見出し中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条各号列記以外の部分中「区長」を「指定管理者」に、「使用者」を

「利用者」に、「一に」を「いずれかに」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条第１号中「第１１条第２項」を「第１１条」に、「使用」を「利用」に改め、同条第２号中「いつわり」を「偽り」に、「使用」を「利用」に改め、同条第３号中「使用料を」を「利用料金を３月以上」に改め、同条第７号中「区長」を「指定管理者」に改め、同条第８号中「前各号」を「前各号に掲げるもの」に、「区長」を「指定管理者」に改め、同号を同条第９号とし、同条第７号の次に次の１号を加える。

（８）　災害その他の事故によりケアハウスの利用ができなくなったとき。

第２０条中「使用者」を「利用者」に、「使用の」を「利用の」に、「うえ」を「上で」に改め、後段を削る。

第２１条を削り、第２２条を第２１条とする。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の東京都台東区立ケアハウス条例（以下「旧条例」という。）の規定により東京都台東区長（以下「区長」という。）が行った使用の承認その他の行為又はこの条例の施行の際、現に区長になされている使用の申込みその他の行為で、施行日以後において指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るも

のは、施行日以後において、この条例による改正後の東京都台東区立ケアハウス条例の規定により指定管理者が行った利用の承認その他の行為又は指定管理者になされている利用の申込みその他の行為とみなす。

３　区長は、この条例の施行の際、現に旧条例の規定により東京都台東区立ケアハウス（以下「ケアハウス」という。）の使用の承認を受けている者（ケアハウスの使用期間が２０年未満の者に限る。）に対し、旧条例第１２条第１項第１号に規定する使用料（以下「入居一時金」という。）を精算するものとする。

４　前項の精算は、入居一時金の額から入居一時金の額の２４０分の１に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）にケアハウスの使用月数を乗じた金額を控除して得た金額を還付することにより行うものとする。